

## 民法

### 第1 設問1

#### 1 本件ワインの売買契約について

- (1) Aは、本件ワインが飲用に適さない程度に劣化し、履行不能になったとして、解除を主張することが考えられる（542条1項1号）。
- (2) 本件ワインは、販売不適な程度に劣化しているから、引渡債務の履行は社会通念上、履行不能になったといえる（412条の2第1項）。  
よって、上記解除は不能とも思える。
- (3) しかし、Bは、Aに引渡しをしようとしたが、Aがこれを拒んだとして、567条2項、1項により解除はできない旨、反論できないか。

ア そもそも、本件ワインは、「特定」（同条1項）といえるか。

上記契約の目的物は、本件ワインであり、倉庫甲において保管されている乙農園で生産されたワインであるから、「目的物」は「特定」されたといえる。

イ そして、Bが引渡しをしようとしたにもかかわらず、「買主」であるAがこれを「拒」んでいる。また、甲の故障の原因となったのは、落雷を原因とする火災であるから、「当事者双方の責めに帰することができない事由」によって、「目的物」である本件ワインが「損傷」したといえる。

ウ よって、Bの反論は認められる。

- (4) したがって、Aは上記契約の解除ができない。

#### 2 本件賃貸借契約の解除について

- (1) Aは、本件ワインが飲用に適さない状態になったことで、甲はAにとって不要となったとして、上記契約の解除を主張することが考えられる（542条1項1号）。
- (2) しかし、Bは、Aから本件ワインの販売が順調であれば、将来的には取り扱う高級ワインの種類や数量も増やしていく予定であると聞いていた。また、上記契約は、本件ワインの保管に限定されていない。また、甲は、復旧済みであり、使用可能である。  
したがって、債務の履行は不能となっていない。
- (3) したがって、Aは、上記契約の解除はできない。

### 第2 設問2

#### 1 小問（1）

- (1) 本件譲渡担保契約は有効か。かかる契約は集合物譲渡担保契約であるため問題となる。  
ア この点について、目的物が特定されており、公序良俗違反に当たるのでなければかかる契約も有効であると解する。

イ これを本件についてみるに、上記契約の目的物は、倉庫丙内にあるすべての酒類であり、特定されているといえる。よって、Dの主張②は妥当でない。また、Aは、飲料等を販売する者であるところ、Aは、上記契約後も通常の営業の範囲内で丙内の酒類を第三者に譲渡することができる。よって、上記契約は、公序良俗に反するものではない。

ウ したがって、上記契約は有効である。

(2) では、Cは、上記契約の有効性を第三者へ主張できるか。

ア この点について、譲渡担保の法的性質について問題となるも、所有権を移転させるものであると解されるから、上記契約により所有権がCに移転する。

イ そして、占有改定（183条）により、動産譲渡を第三者へ対抗できる（178条）。

ウ したがって、Cは、上記契約の有効性を第三者へ対抗できる。

2 小問（2）

(1) 本件譲渡担保契約は、丙内の全ての酒類に及ぶから本件ウイスキーにも及ぶ。

(2) もっとも、本件ウイスキーの売買契約によりその所有権はいまだDに留保されているとも思える。そこで、譲渡担保権と所有権留保の優劣が問題となる。

ア この点について、基準の明確性の見地から、引渡しの先後で決すべきと考える（178条）。

イ これを本件についてみるに、本件ウイスキーは、丙内へ保管済みであるから、Cがかかる時点で占有改定を受けたといえる（183条）。

(3) したがって、Cが優越し、Dは、Cに対し、本件ウイスキーの所有権を主張することができない。

以上